

概要

審査請求人(以下「請求人」という。)に残存する障害は、障害等級第 10 級に該当するとして、障害等級第 13 級に該当するとした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、通勤のため自宅をオートバイで出発し、信号機のない交差点へ直進進入したところ、右折してきた普通乗用自動車と衝突し、〇労災病院へ搬送され「外傷性くも膜下出血、急性硬膜外血腫、両眼打撲、複視等」と診断され治療を行った。右眼窩変形治癒骨折の手術のため平成〇年〇月〇日に〇病院へ受診し両病院で治療を行い、平成〇年〇月〇日をもって症状固定とされた。

請求人は症状固定後、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級第 13 級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

監督署長が決定した障害等級は 13 級であるのに対し、自賠責保険の認定等級は 10 級で、正面視で複視を残すものであることは明らかであるため、監督署の決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

- (1) 残存する障害は、眼(眼球)の障害であったため、専門医で受診させ検査したところ、鑑定結果は次のとおりである。

$R V$ (右眼視力) = 1.2 (n. c) $n R V = 0.7$ (1.0)

$L V$ (左眼視力) = 1.2 (n. c) $n L V = 1.0$ (1.0)

n. c (矯正不能) n (近距離視力) () は (矯正視力)

前眼部～眼位まで眼球には器質的異常を認めない。

眼球運動障害は軽微であるが、H e s s チャート上は第一眼位でも 5 度以上の眼位ズレがあり、上方視により眼位ズレが増悪する。

自覚的には第一眼位での複視はなく、上方視時にのみ複視があるということであり、両眼単一視野検査をすると、上方 25 度以上で複視が出現する。

よって、残存する障害は「正面視以外で複視を残す。」のみである。

- (2) 本件障害給付請求についての鑑定診断の結果、残存する障害の状態は「正面視以外で複視を残す。」と鑑定診断されたことから、障害等級第 13 級の 2 の 2 に該当すると判断した。

4 審査官の判断

請求人は、正面を見て複視であることに間違いはなく、疲れたり薄暗くなってくると二重に見えることを主張している。

障害給付請求書裏面の診断書には、「眼位は、14～16 プリズム外斜位。H e s s 赤緑試験で、右眼 上転障害、内転障害あり。」と記載されている。原処分庁で意見を依頼した〇眼科医院医師の意見書では、「H e s s チャート上は第一眼位でも 5 度以上の眼位ズレがあり、上方視により眼位ズレが増悪する。自覚的には第一眼位での複視はなく、上方視時にのみ複視があるということであり、『正面視以外で複視を残す。』のみである。」と所見している。

鑑定依頼した労災協力医は、「H e s s にて、第 1 眼位で 4～5 プリズム度の上・外斜視。『複視はあるが、常には複視が起こっていない』ことは、調節していると考えられ、加齢と共に調節力減少すると複視が出現することも考えられる。」との意見である。

以上のことから、請求人は常にはではないが正面視で複視のあることを自覚しており、ヘススクリーンテストで〇医院医師の意見書では 5 度以上、労災協力医は 4～5 プリズム度の上・外斜視が確認されていることから、請求人に残存する障害は、「正面視で複視を残すもの。」に該当すると判断され、障害等級は第 10 級の 1 の 2 に該当する。

したがって、監督署長が請求人に対してなした障害給付の支給に関する処分は妥当ではなく、これは取り消されるべきである。